

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法はその総則において、国土の保全・自然環境の保全・良好な景観の形成など、農業農村の「多面的機能の発揮」を明文化しています。さらに平成13年に改正された土地改良法の基本原則に、土地改良事業の施行にあたっては「環境との調和への配慮」が追加されました。環境意識の高まりを背景として、農業農村整備にも環境との調和・配慮・保全が求められるようになってきました。

農村環境計画は、農村地域において環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針等を示すことを目的としており、環境配慮・環境保全の「マスタープラン」となります。

2. 計画策定手順・計画策定体制

計画の策定手順及び計画の策定体制は図1-1・図1-2のとおりです。

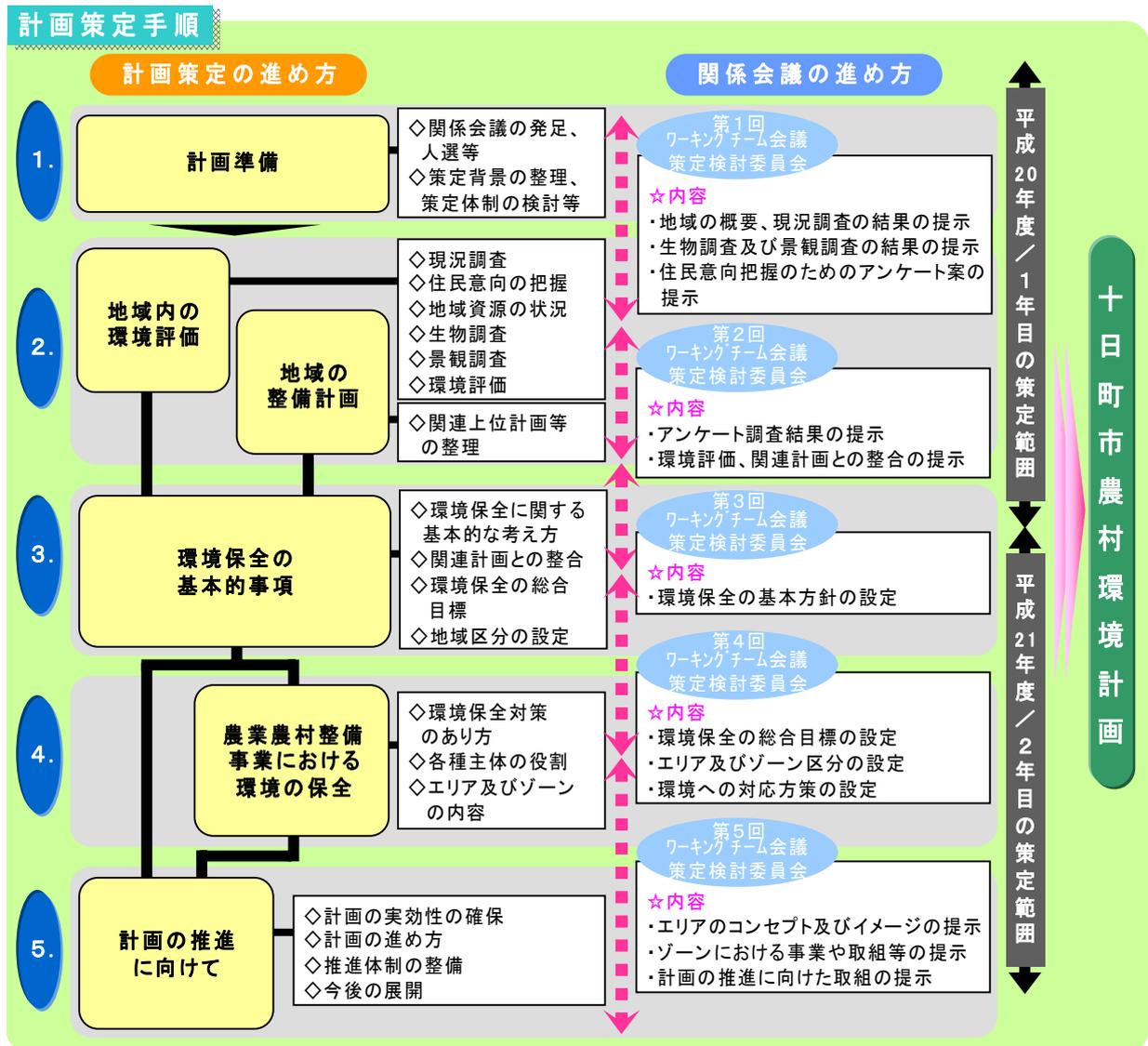


図1-1 計画策定手順

計画策定体制



図 1-2 計画策定体制

十日町市の特色ある農村環境の保全のために、地域特性に注目して現況調査や計画の策定を行います。計画の構成を整理すると、図 1-3 のようになります。

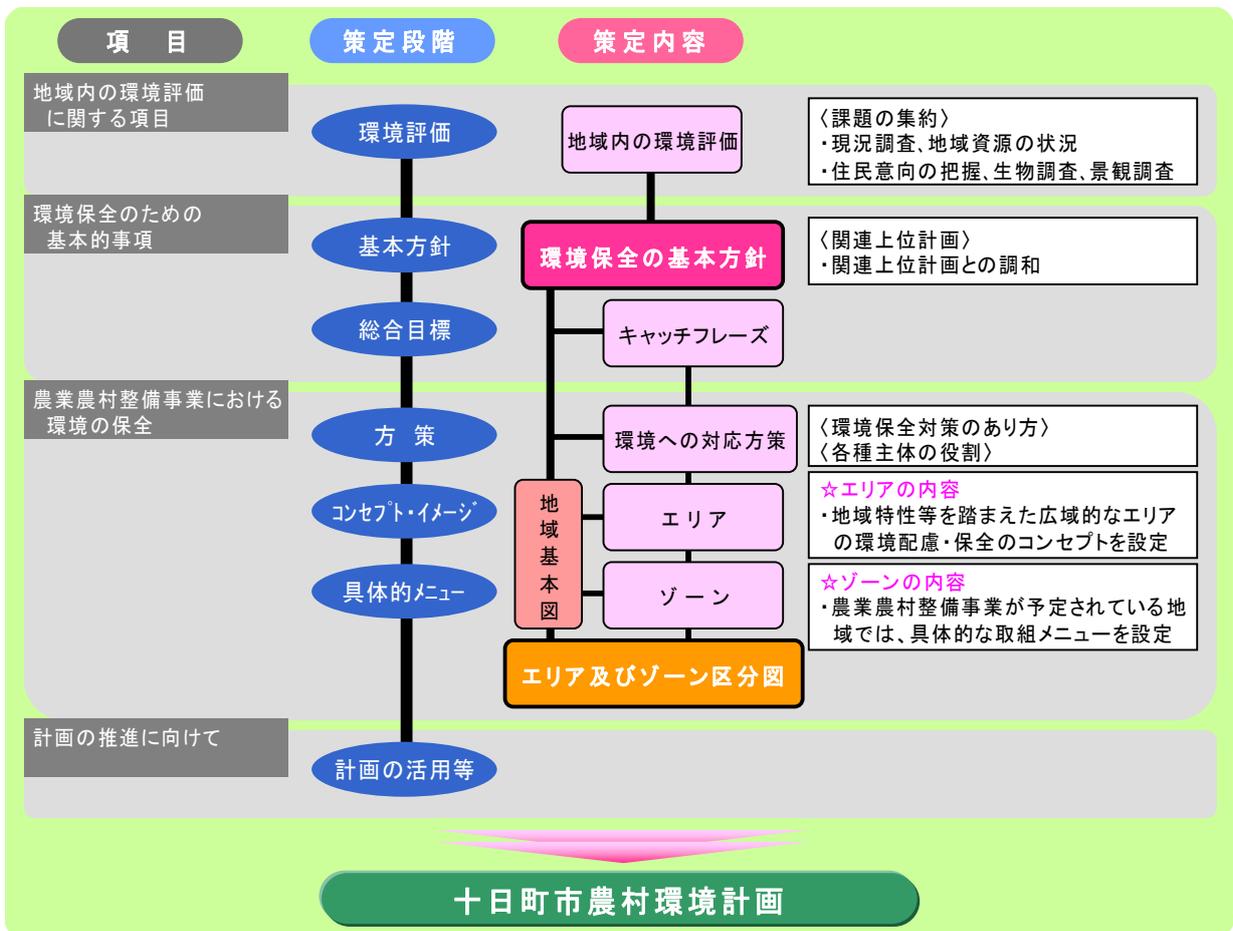


図 1-3 計画の構成